

事業所における帰宅困難者対策 ガイドライン



令和4年3月

福岡市 市民局 防災・危機管理部

目 次

はじめに	P 1
第 1 章 基本的な事項	P 2
1. 一斉帰宅抑制の基本原則	P 2
2. 企業等の役割	P 2
3. 用語説明	P 2
4. 一斉帰宅抑制のフロー	P 3
第 2 章 平常時の取り組み	P 4
1. 企業等における施設内待機の計画策定と従業員等への周知	P 4
2. 企業等における施設内待機のための備蓄について	P 5
3. 平時からの施設の安全確保	P 6
4. 従業員等との安否確認手段、従業員等と家族の安否確認手段の確保	P 7
5. 帰宅ルールの策定	P 8
6. 訓練等による定期的な手順の確認	P 8
第 3 章 発災時の取り組み	P 9
1. 出勤時間帯等、発災時間帯に応じた対応	P 9
2. 安全確認及び施設内待機	P 9
3. 施設内に待機できない場合の対応	P 10
4. 災害関連情報等の入手	P 10
5. 被災者支援・復旧活動への参加	P 10
第 4 章 混乱収拾時以降	P 11
1. 企業等における帰宅開始の判断	P 11
2. 従業員等への提供が求められる情報	P 11
3. 「災害時帰宅支援ステーション」の周知	P 11
参考 1 施設内待機等に係る計画（例）	P 12
参考 2 施設の安全点検のためのチェックリスト（例）	P 15
参考 3 建物の安全確保の方針（例）	P 16
参考 4 情報の入手先（例）	P 17

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では鉄道等の公共交通機関が停止したことから、首都圏のターミナル駅周辺において多くの滞留者や帰宅困難者が発生し、大きな混乱が生じました。福岡都心部においても、平成17年3月に発生した福岡県北西沖の地震（※）によって安全確認のために鉄道が数時間にわたり停止し、買物客などの行き場を失った来訪者が西鉄福岡駅に隣接する警固公園などに集中し、混乱が生じました。

大規模地震等による帰宅困難者の発生は、混雑による集団転倒や建物の倒壊・落下物による怪我などの恐れがあるとともに、緊急車両が通行できなくなるなど、救助・救急・消火活動の妨げになる恐れがあります。

これらの課題を解決するには、行政が対策を実施していく「公助」だけでなく、個人や企業による自主的な取組み「自助」「共助」も含め、社会全体で対策を進めていくことが不可欠です。

福岡市では、平成28年3月に官民で組織した福岡都心地域都市再生緊急整備協議会により「天神・博多駅周辺地区都市再生安全確保計画」を策定しました。この計画の最大の目的は、①大規模災害等により広域的に公共交通機関が停止し多くの帰宅困難者が発生した場合において、駅周辺に帰宅困難者等を集中させず地域の混乱を最低限に留めること、②公共交通機関の運行再開までの間、寄る辺のない帰宅困難者の安全を一時滞在施設（退避施設）において確保すること、の2点です。

本書は上記①の目的に向けて、事業者が具体的に取るべき内容を取りまとめたガイドラインとして作成したものです。

2022年3月

（※）地震発生当時の震央地名は西方沖であるが、平成18年10月の地名見直しに伴い、現在の地名は、北西沖に変更となっている。

第1章 基本的な事項

1. 一斉帰宅抑制の基本原則

大規模地震発生時には、救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。

公共交通機関の運行停止等により、帰宅困難者等が一斉に帰宅をはじめた場合、路上や駅周辺は非常に混雑し、集団転倒の発生や、落下物により死傷するおそれがあるとともに、大規模な道路渋滞をひきおこし、応急対策活動が妨げられるおそれがある。

このため、大規模地震発生時には、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を周知・徹底することが不可欠である。

2. 企業等の役割

企業等は予め一斉帰宅抑制を行う判断・行動基準を定めておくことが重要であり、発災から帰宅困難者解消までの一斉帰宅抑制フローを参考に、一斉帰宅抑制、施設内滞留、並びに徒歩帰宅する従業員等の行動について、計画等を作成し、平時より訓練等を通じて周知徹底しておく必要がある。

3. 用語説明

●帰宅困難者

地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。

●企業等

国、県、市等の官公庁を含むすべての事業者。

●一時滞在施設

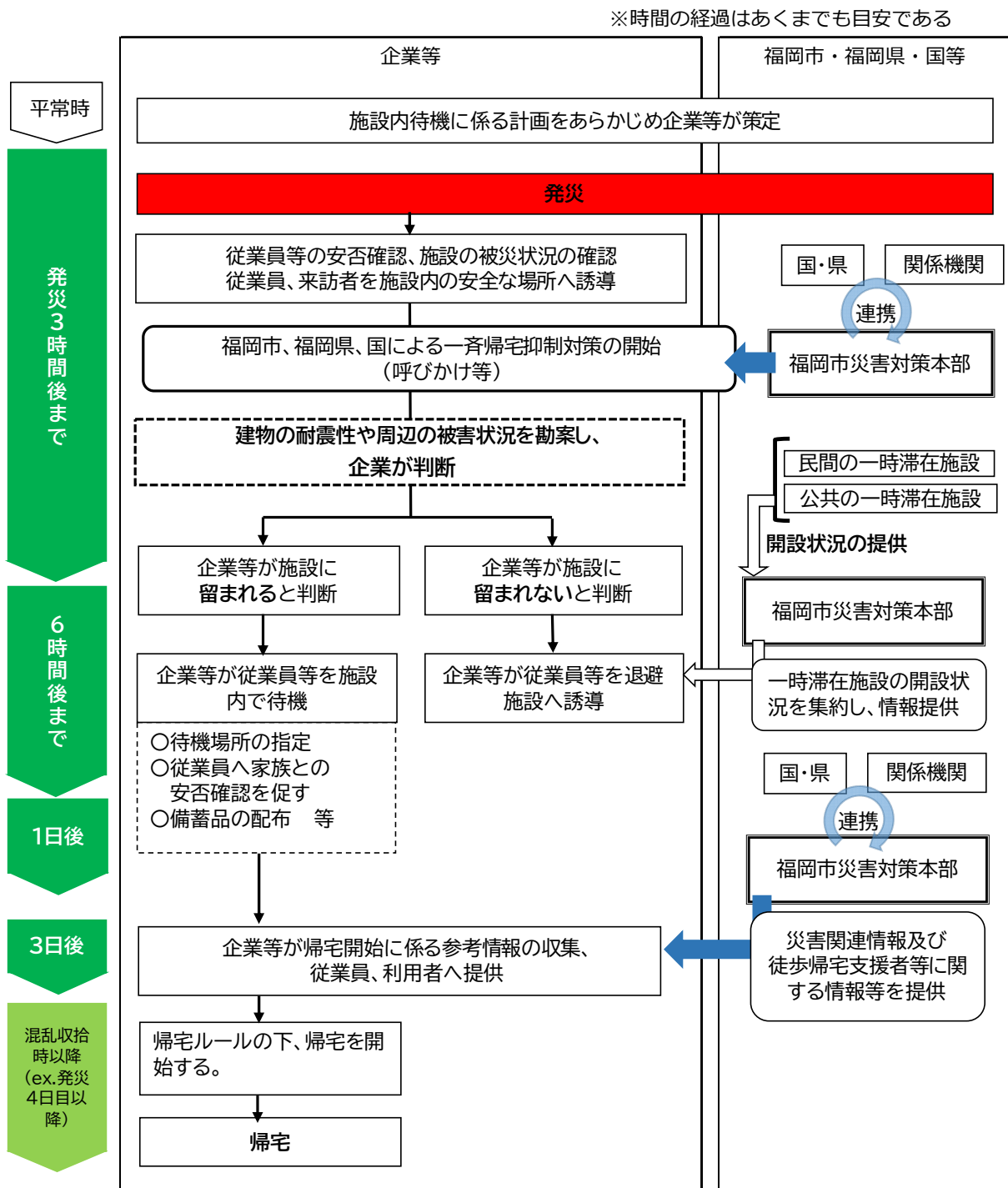
帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。（都市再生特別措置法では、退避施設という。）

●災害時帰宅支援ステーション

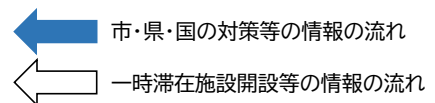
災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。

4. 一斉帰宅抑制のフロー

大規模地震の発災時には、下記フローを参考に、災害発生からの時間経過に応じた対応を行う。



※災害関連情報は、福岡市、福岡県、国、関係機関から、メディアを通じて、随時提供



第2章 平常時の取組み

1. 企業等における施設内待機の計画策定と従業員等への周知

(1) 計画の策定（計画については、12頁『参考1』の例を参照のこと）

企業等は、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機等に係る計画を定めておくものとする。

その際、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の対応についても、定めておくことが必要である。

また、他の企業等や行政機関との連携、地域における帰宅困難者等に対する取組みへの参加等についても、可能な範囲で計画に明記するものとする。

○出勤時間帯など発災時間帯別に事業所がとるべき行動

基本ルール（時間帯別行動パターン）		
A：出勤時間帯に発災	B：就業時間帯に発災	C：帰宅時間帯に発災
<ul style="list-style-type: none">・原則、従業員等に自宅待機又は自宅に戻るよう指示。・ただし、通勤途中で事業所に近い場合は、職場などで安全確保を指示。・災害対策や業務継続を行う上で必要不可欠な人員は除く。	<ul style="list-style-type: none">・従業員等に施設内待機を指示。・外出中の従業員等は周辺の安全な場所で待機を指示。・来所者を施設内の待機スペースに誘導。	<ul style="list-style-type: none">・原則、従業員等に事業所待機又は事業所に戻るよう指示。・ただし、帰宅途中で、自宅に近い場合は、自宅などで安全確保を指示。

※大阪府「事業所における「一斉帰宅抑制」対策ガイドライン」より

(2) 複合ビルでの役割分担

テナントビルの場合や、入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はあらかじめ役割分担を取り決めておくことが望ましい。

また、入居している各企業等における備蓄内容等をあらかじめ情報共有し、発災時に備えておくことが望ましい。

(3) 従業員等への周知

企業等は、施設内待機等に係る計画等を、冊子等（電子媒体も含む）により、あらかじめ従業員等に周知しておくものとする。

2. 企業等における施設内待機のための備蓄について

従業員等を、企業等の施設内に一定期間安全に待機させることができるよう、水、食料、毛布、簡易トイレ、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。

(1) 備蓄品の保管及び配布

円滑に備蓄品の配布ができるよう、次のような備蓄場所や配布方法についても考慮しておく必要がある。

- 高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことを検討しておく。
- 配布作業の軽減や個人の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておくことを検討しておく。
- 施設内において、備蓄品の保管場所を確保することが困難な場合は、近隣の企業等や地域住民と共同により、施設内とは別の場所に備蓄品保管倉庫を設けるといった方法を検討しておく。

(注) 保管されている備蓄品が避難通路を塞ぐ障害物となり、消防法令等の違反状態（スプリンクラー設備の放水ヘッドを塞ぐこと、自動災報知設備の感知器が設置免除されているPS（パイプシャフト）（※）、機械室等を倉庫として使用すること等）とならないようにする。

（※）PS（パイプシャフト）とは、各階を通じ、たて方向に各種配管（給排水管やガス管等）を通すために、床や天井を貫通して設けられる空間のこと。

(2) 備蓄量の目安

発災後3日間程度は、応急対策活動期とされていることから、救助・救急活動を優先させる必要がある。

そこで、従業員等の一斉帰宅により救助・救急活動の妨げとならないようにするため、発災後3日間は企業等が従業員等を施設内に待機させられるよう、備蓄量の目安は最低3日分とする。

ただし、以下の点について留意することが望ましい。

- 企業等は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討しておく。
- 企業等は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から外部の帰宅困難者等（来社中の顧客・取引先など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討しておく。

なお、備蓄品の目安について、以下にまとめているので参考にされたい。

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の目安

1 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水は、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食は、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布は、1人あたり1枚
- (4) その他の品目は、物資ごとに必要量を算定

3 備蓄品目の例示

- (1) 水：ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

【備考】

- ① 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

(例) 非常用発電機、燃料※、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

※ 危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要

- ② 企業等だけでなく、従業者等自らも備蓄に努める。

(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備菜、携帯電話用電源

3 平時からの施設の安全確保

発災時の事業所内での事故、被害防止に加え、企業等は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策等に努めるものとする。

また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリスト（15頁『参考2』）を作成しておく。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討しておく。

また、停電時の対応を含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、「建物の安全確保の方針（例）」（16頁『参考3』）を参考に、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。

高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておくことが望ましい。

4. 従業員等との安否確認手段、従業員等と家族の安否確認手段の確保

企業等は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

（1）外出する従業員等の所在確認

企業等は、従業員等に対し、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行わせるなどにより、発災時に企業等が従業員等の所在を把握できるような対応に努めることが望ましい。

また、被災した場所から、会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等がとるべき対応を検討しておくことも必要である。

（2）安否確認手段

安否確認は、電話の輻輳や停電等を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。



福岡市の防災アプリ「ツナガル^{プラス}」の活用（紹介）

災害時は、一斉帰宅抑制により施設内待機をしている場合でも、

- ・ **従業員の安否確認手段**として活用できます。
- ・ 自宅のある地域の避難情報や**家族等の安否確認手段**としても使えます。
- ・ 位置や被災状況を発信し、**市に支援を求めることができます。**
- ・ 市からの**支援情報や災害に関するお知らせ**を入手できます。

平時は、事業所の電子掲示板として情報発信・情報交換などに利用できます。

使い方はコチラ

動画(YouTube)で
分かりやすく解説



アプリを
ダウンロード



App Store版



Google Play版

○その他（災害用伝言ダイヤル等）

災害用伝言ダイヤル(171) ※NTT東日本またはNTT西日本の電話からの利用は無料です。

伝言の録音方法 **171▶1▶** (000)000-0000 ▶ **伝言を入れる (30秒以内)**
ガイダンスが流れます 被災地の方は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の電話番号を

伝言の再生方法 **171▶2▶** (000)000-0000 ▶ **伝言を聞く (30秒以内)**
ガイダンスが流れます 被災地の方は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の電話番号を

携帯電話 災害用伝言板

各社のトップメニューから「災害用伝言板」を開く

伝言の**録音**方法 [録音] を選択 ▶ **伝言を入力する (最大100文字まで)**

伝言の**確認**方法 [確認] を選択 ▶ **被災地の方の携帯電話番号を入力して伝言を見る**

災害用伝言板 (web171) ※登録・閲覧は無料です。インターネット接続費用等は別途必要です。

<https://www.web171.jp/>

5. 帰宅ルールの策定

(1) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地などの把握に努め、あらかじめ帰宅に関するルール（順序）を定めておくものとする。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

(2) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認することが望ましい。

また、社員を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認等を行うことなども検討しておく。

6. 訓練等による定期的な手順の確認

企業等は、地震を想定して自衛消防訓練等を実施する際には、就業時間帯に発災した場合、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合等、様々な時間帯を想定した訓練を実施し、従業員等に自宅待機等を指示する手順等についても確認しておく必要がある。

また、従業員等だけでなく、従業員等とその家族等との安否確認の訓練も行っておくことが望ましい。

なお、訓練は、年1回以上定期的の実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機等に係る計画に反映させていくことが必要である。

第3章 発災時の取組み

1. 出勤時間帯等、発災時間帯に応じた対応

企業等は、あらかじめ定めた発災時間帯に応じた基本ルールに従い、従業員等が身の安全を確保されるよう安全な場所で待機することを指示する。

(1) 出勤時間帯の場合

企業等は、従業員等（災害対策や業務継続を行うための従業員等を除く）が在宅の場合は自宅で待機させることとし、通勤途中の場合は自宅に戻るよう、従業員等に指示する。

ただし、通勤途中で、従業員等が事業所に近い場合は、事業所などで安全を確保するよう指示する。

(2) 就業時間帯の場合

企業等は、従業員等が事業所に居る場合は事業所に待機するよう指示する。

なお、外出中の従業員等に対しては、周辺の安全な場所で待機するよう指示する。

(3) 帰宅時間帯の場合

企業等は、従業員等が事業所に居る場合は事業所に待機させることとし、帰宅途中の場合は、事業所に戻るよう指示する。

ただし、帰宅途中で、従業員等が自宅に近い場合は、自宅などで安全を確保するよう指示する。

発災後、しばらくしてから帰宅時間を迎える場合は、事業所周辺の被災状況や公共交通機関の運行状況等を把握し、引き続き、従業員等に施設内待機を指示する。

2. 安全確認及び施設内待機

(1) 施設の安全の確認

従業員等が安全点検のためのチェックリストにより施設の安全を確認する。

(2) 施設の周囲の安全の確認と従業員等の待機

行政機関等から発信される災害関連情報等を入手するとともに、周辺の被災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させるものとする。

(3) 来所者の待機

来所者についても、従業員等に準じて、可能な限り施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

3. 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、企業等は、行政機関からの避難先等の開設情報等をもとに、避難先等へ従業員等を案内又は誘導する。なお、案内又は誘導先は、地域の状況に応じて決定するものとする。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

4. 災害関連情報等の入手

地震発生時には、テレビやラジオ、インターネットなど各種手段を通じて被害状況などの情報収集に努めることが必要である。

なお、情報の入手先として、「福岡市ホームページ（防災情報）」「福岡市防災アプリ『ツナガル+（プラス）』」「福岡市防災メール」「エリアメール・緊急速報メール」なども有効である。（17頁『参考4』）

5. 被災者支援・復旧活動への参加

企業等は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲の人員で、地域における被災者支援・復旧活動（特に避難行動要支援者の保護等）に努めることが望ましい。

第4章 混乱収束時以降

1. 企業等における帰宅開始の判断

企業等は、行政及び関係機関、鉄道事業者等（テナントビルの場合は、施設管理者を含む）から提供される災害関連情報や目視等による状況確認を踏まえ、従業員等の帰宅が救助・救急活動の妨げとならず、また、帰宅ルートとなる道路の通行に支障がないなど安全に帰宅できることを確認した上で、あらかじめ定めたルール等に基づいて、待機している従業員等を帰宅させる。

2. 従業員等への提供が求められる情報

企業等は、交通機関の復旧状況、帰宅困難者の搬送体制、帰宅経路の道路被害、避難先等の運営情報等の情報提供を行うことが望ましい。

2. 災害時帰宅支援ステーション（徒歩帰宅者支援ステーション）

混乱収束以降、従業員等が徒歩で帰宅する際、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない状況が想定されます。従業員等が自宅まで円滑に帰宅するために、「災害時帰宅支援ステーション」の利用が有効である。

「災害時帰宅支援ステーション」は、福岡県と協定書を締結したコンビニエンスストア、ガソリンスタンド（福岡県石油商業・協同組合加盟店）、ファミリーレストラン等でステッカー表示がされている。

従業者等に対しては、この「災害時帰宅支援ステーション」に関する情報の周知をしておく。

福岡県のホームページで確認できます。

福岡県 帰宅支援ステーション

検索



災害時帰宅支援ステーション
を示すステッカー

参考1 施設内待機等に係る計画（例）

施設内待機等にかかる計画（例）

1. 基本的な考え方

（1）一斉帰宅の抑制の意義と当該計画の目的

大規模地震等が発生した際には、帰宅困難者等の大量発生による混乱を防止する観点から、一斉帰宅の抑制が求められる。このため、企業等においては、従業員等の施設内待機が重要であり、当該計画は、施設内待機等を適切に行うための手順等を示したものである。

（2）本計画に使用される用語の定義

- ・対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事務所内で勤務する全従業員
- ・計画が適用される施設の範囲（〇〇社本社ビル、別館 等）
- ・来所者（会議で来社した人、ショールームの見学者 等）

（3）一斉帰宅の抑制の基本方針の明記

（4）事業所周辺の被害想定・地域危険度の把握

2. 事前対策

（1）従業員等を施設内に待機させる際の判断基準

- ・国や県、市等が発信する災害関連情報
- ・施設の安全点検のためのチェックリストによる施設の安全確認
- ・施設周辺の状況確認

（2）従業員等への周知

- ・発災時間帯や場所に応じて取るべきルールへの周知徹底

（3）テレビ・ラジオ・無線機などの情報入手手段の準備

- ・情報入手手段の運用方法（電源の確保を含めた管理等）
- ・情報入手手段の数量、配置場所

（4）従業員等の安否確認手段の準備

- ・従業員等の安否確認手段の準備
- ・安否確認手段の使用方法等の従業員等への周知

（5）従業員等に対する備蓄の実施

- ・備蓄の整備方針（日数、対象人数、品目 等）
- ・整備済みの備蓄品の品目や数量

(6) 建物の耐震性の確認やオフィスの家具類の転落防止対策等の実施

- ・施設の耐震性の確認（耐震性が不足している場合は必要な措置を実施）
- ・オフィスの家具類の転落防止対策

(7) 停電時に備えた非常用電源等の整備

- ・非常用電源による電源供給の必要な範囲の設定（非常用エレベーター、照明等）
- ・非常用電源の確保（稼働時間、燃料種類や容量 等）

(8) 来所者への対応

- ・来所者数の想定
- ・来所者向けの備蓄の種類や数量
- ・来所者用の待機場所の設定

(9) 近隣の事業所及び自主防災組織との協力体制の確立

- ・事業所周辺の災害対策活動に参加する場合の役割等について、近隣の事業所や自主防災組織と調整（協定締結等）
- ・参加する人員体制（（例）総務部〇名、営業部〇名 等）

(10) 帰宅困難者対策訓練

- ・訓練の実施時期（震災を想定した自衛消防訓練の一部として実施）
- ・訓練の内容（従業員等の待機、備蓄品の配備、家族との安否確認 等）

3. 発災後の対応

(1) 出勤時間帯及び帰宅時間帯等、発災時間帯に応じた対応

- ・発災時間帯に応じ、自宅や事業所での待機等を従業員等に指示

(2) 施設の安全性の確認の手順

- ・施設管理担当の従業員等または委託業者が、あらかじめ定めたチェックリストによる建物内の被害状況の把握と施設の安全性を確認
- ・軽微な被害については応急措置を実施

(3) 従業員等の安否確認

- ・従業員等との安否確認の実施

(4) 情報の入手

- ・国及び自治体の防災ホームページ、鉄道事業者の運行情報サイト 等

(5) 従業員等への対応

- ・ 備蓄品の配布や情報提供の手順 等

(6) 来所者への対応

- ・ 各部署にいる来所者数の把握方法
- ・ 来所者の待機場所への誘導の手順
- ・ 来所者に対する備蓄品の配布や情報提供の手順

(7) 事業所周辺の災害活動に参加する場合の体制

- ・ 周辺の事業者や自主防災組織との役割分担に基づく対応の実施
- ・ 地域への貢献・協力（町内の見回り、応急救護所の手伝い 等）

4. 混乱収拾後

(1) 従業員等の帰宅を開始させる際の判断基準

- ・ 行政及び関係機関等から提供される災害関連情報等により判断
（例）公共交通機関の開通状況、道路の被害状況

(2) 帰宅ルール

- ・ 帰宅グループの編成
- ・ 連絡要員の指定など帰宅グループ内の役割分担
- ・ 会社と帰宅グループとの間の連絡手順、予定される帰宅経路の設定 等

※大阪府「事業所における「一斉帰宅抑制」対策ガイドライン」を参考に作成

参考2 施設の安全点検のためのチェックリスト（例）

点検項目	点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体			
1	建物(傾斜・沈下)	傾いている。沈下している。 傾いているように感じる。	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物(倒壊危険性)	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も激しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こうが透けて見える。 斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。 周辺地盤が大きく陥没または隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。	建物を退去 建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部(居室・通路等)			
1	床	傾いている、または陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。	立入禁止 要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。 天井材が落下している。 天井材のズレが見られる。	要注意/要修理 立入禁止 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こうが透けて見える。 斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	立入禁止 点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。	要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。 窓が割れている、またはひびがある。	要注意/要修理 要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。 照明器具・吊り器具のズレが見られる。	要注意/要修理 要注意/要修理
7	什器等	什器(家具)等が転倒している。 書類等が散乱している。	要注意/要修理/要固定 要注意/要修理
設備等			
1	電力	外部からの電力供給が停止している。(商用電源の途絶) 照明が消えている。 空調が停止している。	代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
2	エレベータ	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 カゴ内に人が閉じ込められている。	要復旧 →メンテナンス業者に連絡 →メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	停止している。	代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない(溢れている)。	使用中止 /代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。 停止している。	立入禁止 /要復旧 要復旧
6	通信・電話	停止している。	代替手段の確保 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。	代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ			
1	防火シャッター	閉鎖している。	要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している。(通行不可である。)	要復旧 →復旧できない場合、 立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。	要復旧/要警備員位置 →外部者侵入に要注意(状況により 立入禁止)

※首都直下地震帰宅困難者等対策協議会「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より

参考3 建物の安全確保の方針（例）

1 事前準備

（1）建物の耐震性を確認し、安全性を確保

昭和56年以前の建物については、耐震診断や耐震補強を実施する。

（2）従業員等の待機場所や応急救護所の設置

従業員等の待機場所や怪我人の応急救護所については、安全確保ができる場所に設置する。

（3）企業等の施設内家具類の転落防止措置等

家具類の転落防止措置等は、東京消防庁の「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を参考にされたい。

（概要）

○安全な家具の配置

避難通路の確保、窓際に背の高い家具を配置しない 等

○家具の配置・物の置き方

家具類は生活の場所と離す。家具の上に物は置かない 等

○オフィスの安全スペースの確保

（例）廊下、エレベータホール、会議室、ミーティングエリア

○キャビネット・書架・物品棚・移動ラックの転倒防止対策

コンクリート壁等へ金具で固定、ツナギ材での連結 等

○デスク周辺の注意

デスク、テーブルは連結して固定、OA機器をデスク等に固定 等

○ローパーティションの固定

レイアウトによる安定化、床・壁に固定 等

○複写機等の転倒・移動防止対策

キャスターをロック、ベルトなどで壁面に連結 等

※ビルの高層階（概ね10階以上）では、長周期地震動対策として家具類のキャスターのロックや吊り下げ式の照明の揺れ防止等も行う。

2 発災後の対応

（1）建物の安全性をチェック

施設の安全のためのチェックリスト等を活用し安全を確認

（2）照明設備や空調設備等必要な措置を講じ、施設内待機可能な環境を確保

参考4 情報の入手先（例）

情報入手先(例)

福岡市ホームページ(防災情報)	<p>災害時には、福岡市内の災害に関する情報を発信します。 また、事前の備えとして、メニューの「知る・学ぶ」では、防災ハンドブックで防災の知識を学んだりや福岡市総合ハザードマップで自宅等の危険度を調べることができます。「備える」では、防災情報を取得するのに便利なツールや家庭や事業所での備えなどを紹介しています。 (https://www.city.fukuoka.lg.jp/bousai/index.html)</p>
福岡市防災アプリ『ツナガル+(プラス)』	<p>災害時は、一斉帰宅抑制により施設内待機をしている場合でも、従業員や家族の安否確認手段として活用でき、位置や被災状況を発信し、市に支援を求めることができます。さらに、市からの支援情報や災害に関するお知らせの入手もできます。 平時は、事業所の電子掲示板として情報発信・情報交換などに利用できます。 (https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/b_suishin/bousai/tsunagaru_dl.html)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>使い方はコチラ</p> <p>動画 (YouTube) で 分かりやすく解説</p> </div>  <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>アプリを ダウンロード</p> </div>  <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>App Store 版</p> </div>  <div style="text-align: center;"> <p>Google Play 版</p> </div> </div>
福岡市防災メール	<p>登録しておくで、避難情報や気象・地震情報などをメールで配信します。 (https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/b_suishin/bousai/bousaimail.html)</p> <div style="text-align: center;">  </div>
福岡市LINE公式アカウント	<p>避難所の検索機能や災害時FAQ(よくある質問と回答)などを『避難行動支援機能』として提供しています。また、防災アプリ『ツナガル+(プラス)』や総合ハザードマップとも連携し、災害に対する日ごろからの備えといざという時の避難行動をサポートします。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
緊急速報メール(エリアメール)	<p>災害などの緊急時において、携帯キャリア各社が提供する「緊急速報メール(エリアメール)」を活用して、配信エリア内の携帯電話、スマートフォンに一斉に緊急情報を配信します。 (https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/b_suishin/bousai/aremail.html)</p>
気象庁 - 防災情報	<p>(https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html)</p>
九州のりものinfo.com	<p>(http://www.norimono-info.com/)</p>
九州防災ポータルサイト(国土交通省)	<p>(http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/kyusyubosai/index.html)</p>

福岡市 市民局 防災・危機管理部
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
TEL 092-711-4156 FAX 092-733-5861